

3 一般の原価計算においては、原則として製造原価と販売費および一般管理費の計算とは区分して行われる。元来原価計算は給付の生産過程における給付と、消費経済価値との関連を計数的には握する手段であるから、製造原価の計算が主体をなす。販売費および一般管理費を加えた総原価の計算は、特種の目的に対応させるための付加のものである。

しかし運輸企業においては、運送用役の生産と販売とは本質的に分離することが不可能であり、したがって運送原価計算は常に生産および販売の両過程を対象とすることとなる。

4 製造工業等の生産物は、給付内容としてそれが生産される「場所」は本質的なものではない。しかし運輸企業の生産物たる運送用役は旅客・貨物を特定の地点から他の特定の地点まで移動することを内容とするのであるから、生産の行われる「場所」が重要な要素をなす。したがって運送原価計算においては、計算上の単位として地域区分、たとえば鉄道では線別、船舶では航路別、自動車および航空機では路線別等が明確にされなければならない。

以上は運送原価計算に関する一般的概念であるが、国鉄においては上述の運送原価計算を主として経営の内部統制に利用するために、これにさらに事前原価計算および経営比較計算等をも併せ行うこととし、それらを総合して経済計算と称している。しかし経済計算の内部において線別原価計算、鉄道管理局別および運輸別原価計算を行う過程を運送原価計算と称している。

——経済計算。運送原価。

参考文献 高橋秀雄著 鉄道貨率制度論。同著 交通の近代
の経営。中島勇次著 鉄道原価計算。山部六郎著 レーマン原
価計算。(中島勇次)

うんそうじゅんじょ 運送順序 鉄道が運送のため受取った貨物を運送する順序をいう。不特定多数の貨主を相手とし、大量の貨物輸送を目的とする鉄道運送においては、鉄道利用の公平を期せしめるため、原則として鉄道は運送のため受取った順序により、貨物を運送しなければならないこととなっているがこれには2つの例外がある(鉄道営業法第9条)。第1は運輸上正当の理由がある場合で、たとえば水害等による運転中断区間を他の交通機関で代行輸送するような場合に、これに適する貨物またはこれに積載できる貨物を優先して輸送するなど、社会通念上必ずしも貨物を受取った順序によることなく運送することが、一般に正当視されるような運輸上の事情がある場合である。第2は公益上の必要がある場合で、たとえば天災地変のさいに救援物資、必需品等を貨物受取の順序によることなく優先して輸送するような場合である。この運送順序の問題はもちろん同一運送条件の下に運送されるべき貨物相互間においてのみ生ずるものであって、発駅または運送方法等を異にする貨物相互間においてはこれを考慮する必要はなく、発駅を同じくする同一扱種別で、同一方向に輸送される貨物相互間においてのみ考えられる問題である。以上のような運送順序を、現実の問題について適用することは必ずしも容易ではないので、国鉄では貨物運送規則第32条で貨物の性質、輸送上の都合等を考慮して、その運送順序を、(1) 特定の危険品および死体 (2) 動物 (3) 特定の腐敗変質しやすい貨物 (4) その他の貨物の順位とし、同順位の貨物相互間においては運送のため受取った順序により運送することとし、輸送途中の中継駅等においての取扱も、同趣旨により貨物の到着した順序により運送することとなっている(貨物輸送手続第8条)。——運送人の義務。

参考文献 喜安健次郎著 運送營業。(桂 重臣)

うんそうじょう 運送状

1 運送業者が物品運送の委託を受ける際荷送人に提出させる、運送契約の成立を証明する書類である。一般的には送り状ともいわれ、運送品の内容・到達地・荷受人等運送に関する重要な事項を明らかにすることを目的として作成される。商法・鉄道営業法・鉄道運輸規程では運送状と称し、国鉄貨物運送規

貨 物 運 送 状

[illegible]

則では**貨物運送状**と呼んでいる。運送状は運送契約の成立後、
 運送人の請求により荷送人が運送人に交付するもので、運送契
 約の成立要件としての運送契約書ではない。運送状は運送契約
 に必ず随伴するものではなく、荷送人は運送人が請求したとき
 のみ交付するもので、運送人は運送状交付請求権を有し、荷
 送人は交付義務を負うのである。すなわち商法第 570 条によれ
 ば、荷送人は運送人の請求により運送状の交付を要すること
 になっている。しかるに鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号)
 第 50 条では、荷送人は貨物託送の際運送状の提出を要するこ
 とになっているが、この規定は強行規定ではないので国鉄では
 できるだけ荷送人の託送手続を簡易化するため、漸次口頭申告
 の範囲を拡張し、現在では貨物運送規則(約款)で貨車配給その
 他鉄道運送事務処理上特に必要のある車扱および代金引換貨物
 託送にかぎりこれを提出することに定めている。運送状は荷送
 人が運送人に交付する点において、また何らの権利を表象する
 ものでない点において貨物引換証と異なる。すなわち運送状は
 有価証券ではなく単なる証拠書類に過ぎない。また証拠書類と
 しても運送状は運送契約の唯一の証拠資料ではない。この点
 運送状を発行しない運送契約の存在することに徴しても明白で
 ある。

2 運送状の基本的な形式は商法に定めているが、鉄道運送については鉄道運輸規程につぎのような記載事項を定めている(第50条)。

- (1) 貨物の品名、重量または容積およびその荷造の種類、個数ならびに記号
- (2) 発送停車場の名称
- (3) 到達停車場の名称
- (4) 荷受人の氏名または商号および住所
- (5) 要償額を表示するときはその金額
- (6) 高価品につきその価額を明告するときはその金額
- (7) 運賃の支払方法
- (8) 貨物引換証の交付を請求するときはその旨
- (9) 特約あるときはその事項
- (10) 運送地の作成地およびその作成の年月日
- (11) 荷送人の氏名または商号および住所

国鉄の貨物運送規則では上記の記載事項以外に、別紙様式の示すように鉄道運送上必要な記載事項を定めている(第11条)。